

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見

公益財団法人公益法人協会
公益財団法人かめのり財団
公益財団法人セゾン文化財団
公益財団法人さわやか福祉財団
公益財団法人助成財団センター

今般の「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」（以下、改正府令案）について、同施行規則第 48 条の改正案に対しては、下記理由から反対する。

1. 改正の趣旨について

内閣府・有識者会議「最終報告」に基づき、令和 6 年通常国会で制度改正法が上程され、令和 7 年度から改正法が施行予定であるにもかかわらず、新たな規定に移行するまでの間の措置として、算定方法の明確化を行うものとされているものの、今回の法律改正により、法人によっては事務的に大きな変更作業が必要となる一方、有識者会議の結論によっては、すべての法人において大変更を伴う作業が必要となることも考えられ、別表Hの作成をめぐって様々な解釈や見解がみられるこの段階で施行規則を改正することは、不公平な状態を是正するどころか、かえって実務上の混乱を招きかねず、あえて行うべき改正かどうかはなほ疑問である。

2. 認定法第 30 条をめぐる解釈の統一について

認定法第 30 条第 2 項第 3 号では、公益目的事業財産以外の財産を公益目的事業を行うために費消した財産の額は、公益目的取得財産残額から控除することが、明瞭に規定されている。

この認定法第 30 条は、公益目的事業財産以外の財産を、公益目的事業会計で一時的に借用乃至は使用した場合には、その額を公益目的事業財産残額から「控除」するための規定と考えられるものである。

公益目的事業会計の赤字額を他会計からの収入で埋めたとし、結果的に公益目的増減差額は絶対的にマイナスにはならないという考え方は、認定法第 30 条第 2 項第 3 号に違反するのではないかという根本論議を無視し、改めて施行規則（本改正府令案）で合法性らしきものを作りだすに過ぎず、許容できるものではない。「改革後の手法に全法人が完全に移行するまでの間、別表Hに係る見解は統一する必要がある」とはしているものの、予め新しい規則だけは先行して制定し、公益目的事業に係る赤字補填分を公益目的事業の収入として「概念・定義を再整理」するための布石となるのではないかと憂慮するものである。

3. 「公益目的増減差額がマイナスの場合はゼロ」とすることについて

「当該事業年度の末日における公益目的増減差額（その額が零を下回る場合にあっては、

零)」とされているが、この考え方には賛成しかねる。

公益目的取得財産残額は、基本的には公益目的保有財産を含む公益目的事業財産の残額に相当し、公益法人が取得した全ての公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除いた残高である。したがって、この費消・譲渡した財産を除くために算出されるのが「公益目的増減差額」であり、当然ながら、プラスの数値だけでなくマイナスの数値もありうる。

特に、今回改正に依って問題となるのは、例えば、コロナ禍下でも見られたように外部から借入金をし、公益目的事業費（例えば人件費）に充当した場合、公益目的事業会計の純資産額はマイナスであることから、H表の「公益目的増減差額」も、マイナスにならざるを得ない処、今回の府令改正に依り「ゼロ」となる。次年度以降の借入金返済額は、「公益目的増減差額」の増加要素（例えば、寄付金増）から捻出することになるが、H表の「公益目的増減差額」上は、上記改正前のマイナス分の解消分とならずに、改正後はゼロからの増加分となり、このことは、当該年度の人件費を次年度以降の寄附金増で賄ったに過ぎない事象が「公益目的増減差額」の増加と認識されることを意味し、ひいては、公益目的取得財産残額の過大算定になってしまうのではないだろうか。

4. 認定法施行規則第 49 条との関係について

認定取消しとなった場合の公益目的取得財産残額の計算を規定する認定法施行規則第 49 条は、認定取消し前最終提出の公益目的増減差額に公益目的保有財産を加算した額を公益目的取得財産残額（零未満の場合は零）と規定している。つまり、この同施行規則第 49 条は、毎事業年度における公益目的増減差額や公益目的取得財産残額において、マイナスもありうることを前提にしていると考えられる。これは、毎事業年度の公益目的増減差額や公益目的取得財産残額の計算においてマイナスを認めない場合、最終提出の公益目的増減差額が零未満になることや、公益目的保有財産の帳簿価格も零未満になることもあり得ず、この同施行規則第 49 条は空文化することになる。

認定法第 30 条や同施行規則第 49 条が公益目的増減差額や公益目的取得財産残額のマイナスを想定しているにもかかわらず、これらに違背する規則を新たに制定することは制度上、矛盾が生じ、さらなる混乱を生じさせることを危惧するものである。

以上